原判決中被告人A、同B及び同Cに関する部分を破棄する。 被告人A及び同Bをそれぞれ懲役八月に、同Cを罰金一万円に各処す

る。 被告人A及び同Bに対し、この裁判確定の日からいずれも四年間右各刑 の執行を猶予する。

被告人Cにおいて、右罰金を完納することができないときは、金二阡円 を一日に換算した期間、同被告人を労役場に留置する。

被告人Cから金六阡金を追徴する。

被告人Cに対し、公職選挙法二五二条一項の選挙権及び被選挙権を有し ない期間を三年に短縮する。

原審における訴訟費用は被告人A及び同Bの連帯負担とする。

被告人D、同E、同F、同G、同H、同I、同J及び同Kの各控訴をい ずれも棄却する。

由

本件各控訴の趣意は、弁護人丸茂忍、同福永宏及び同関元隆各作成名義の各控訴 趣意書(全被告人関係)並びに検察官上野治作成名義(同立山正秋提出)の控訴趣 意書(被告人A及び同B関係)に記載されたとおりであり、各弁護人の控訴趣意に 対する答弁は検察官立山正秋作成名義の答弁書に記載されたとおりであるから、こ こにこれらを引用する。

一、 原審の訴訟手続について。 各控訴趣意に対する判断に先立ち、職権をもつて記録を調査するに、原審の第一 一回公判期日(昭和五二年(わ)第一二号等)における訴訟手続を記載した公判調 書(記録四〇丁)には、裁判官の認印はあるものの、作成者である裁判所書記官の 署名も押印も全く存在しないことが明らかである。そこで、原審の訴訟手続の適法 性〈要旨第一〉につき検討する必要があるが、このように作成権限者たる立会書記官 の署名、押印をともに欠いた公判調書〈/要旨第一〉は、刑事訴訟規則四六条一項所定 と解されるから、公判調書が無効である場合には、公判調書が滅失した場合と同様 に、他の資料によつて、当該公判期日における訴訟手続の適法性を証明することが 許されるものと解するのが相当であつて、訴訟経済にも合致するものである。 判所はかかる見解に基づき、右公判期日に立ち会つたと思料され〈要旨第三〉るLを 証人として取り調べたのであるが、その結果、昭和五三年三月一四日に第一一回公 判期日が開かく/要旨第三>れ、右期日には裁判所書記官としてLが立ち会つたこと、 右期日の公判調書を作成すべきLは、裁判所の調書用紙に所定の事項を記載し、作 成年月日まで記載したところで余白がなくなつたため、継続用紙に庁名を記載し、 作成者として自己の署名、押印を行なつたうえで二枚の用紙を綴つて契印すべきと ころ、署名、押印等を忘れたか、これを行なつたにも拘らず用紙を綴るのを失念し たものであること、右公判期日における訴訟手続は右公判調書用紙に記載のとお り、全て適法に行なわれていて、四名の被告人が全員出頭し、検察官及び弁護人 (三名)が立ち会つたうえで、昭和五三年二月二七日付準備手続調書の朗読がなされ、証人としてMが取り調べられたほか、次回公判期日として同年五月一六日午前 -〇時が指定され、更に、当日出頭していた証人Nに対しても改めて右次回期日に 出頭すべき旨が命じられていて、公判手続の継続性にも欠けるところがないこと、 がそれぞれ認められるに至つた。しかも、本件は、被告人一一名、公判回数二四 回、記録一九冊、五九八七丁の公職選挙法違反被告事件であるが、記録上明らかな ように、原判決は右ーー回公判期日における証拠調べの結果を原判示事実の認定の 証拠として挙示していないものである。叙上の事実関係によれば、本件においては、原審第一一回公判期日の公判調書が無効であることは明らかであるが、これをもつて判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反ということはできな いものと解するのが相当である。

各弁護人の控訴趣意(事実誤認とこれに基づく法令適用の誤りの主張)に ついて。

論旨は、 いずれも要するに、 「原判決は、本件における被告人Aらの後援会会員 募集等の所為は、違法な事前選挙運動であり、その際授受された現金は原判示総選 挙におけるOの当選を目的とした投票並びにそのとりまとめ等の選挙運動の報酬であった旨認定し、被告人Aらの右所為に対して、事前運動の罪(公職選挙法二三条一号、一二九条違反)及び買収の罪(同法二二一条一項一号違反)の成立を記めているが、右は全て誤りであつて、被告人Aらの本件の項四号違反)の成立を認めているが、右は全て誤りであつて、被告人Aらの本件の当時である。仮に、右主張事実が認められないとしても、被告人らは事実が認められないとしても、被告人らは不可と確信していたのである。したがつて、が当れにせよ、被告人らは無罪であって、原判決は事を及びである。したがつて、いずれにせよ、被告人らは無罪であって、原判決は事を及びである。したがつて、いずれにせよ、被告人らは無罪であって、原判決に影響を及びいては法令の適用をも誤ったものというべく、これが判決に影響を及びにある。」というにある。

しかし、原判決挙示の証拠を総合すれば、原判示各事実はいずれも優に認めら れ、被告人らの事前運動、現金供与及び受供与の事実は否定できないところである うえ、原審及び当審取調べの証拠を検討しても、被告人らに右犯罪の故意がなかつ たものとも、相当の理由をもつて違法性の認識を欠いたものとも認められず、原判 決に所論の事実誤認やこれに基づく法令適用の誤りは発見できない。すなわち、本 件において、O後援会会長の被告人Aや同後援会会計責任者の被告人Bが同後援会 常任理事のPらと相談のうえ、原判示各日時場所において(ただし、その一部に誤 認があることは後記のとおりである。)、原判示総選挙の山口県第二区の選挙人で ある被告人Fらに対し、原判示金額の現金を渡し、同被告人らがこれを受取つたことは、原判決の挙示する関係証拠上明らかなところ、さらに右関係証拠によれば、右後援会設立の経緯や各現金授受の趣旨等について、次の各事実が認められる。すなわち、(1)昭和五一年一二月五日施行の第三四回衆議院議員総選挙に際し、山田第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる中では、近日周第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる中では、近日周第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる中では、近日周第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる中では、近日周第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる中では、近日周第二尺からは、光初、三尺周知恵のの大紀はだる。 口県第二区からは、当初、元同県知事Qの立候補が予定されていたが、同人が病気 のためにこれを断念したことから、同年七月、R党関係者らの間に元参議院議長S の長男〇を立候補させる動きが生じ、〇本人もこれに応じて立候補を決意し、同月 の長男のを立候補をはる動きが生し、の本人もこれに応じて立候補を次息し、同月 二四日R党に入党し、翌二五日同党に公認申請の手続をとつたうえ、同年八月上旬 ころ、被告人Aに対し立候補の意思を伝えて支援方を要請したこと、(2)被告人 Aは、かねてSに多大の恩義を感じていたので、〇を支援することとしたが、同人 はこれまで東京暮しが長かつたため選挙民に知名度が低く、しかも、総選挙の公 示、施行期日は未定とはいえ、議員の任期満了を同年一二月にひかえて他の立候補 予定者の選挙準備がかなり進んでおり、Oは出遅れの感が強かつたことから、早急に多数の有権者に働きかける必要があると考え、岩国市内に後援会事務所を定め、 前年まで被告人Aの下で働いていた被告人Bに事務長を依頼したうえ、地元有志とも相談しながら後援会の結成を準備したこと、(3)八月九日ころ、被告人A、同BのほかOの主な支援者一〇人位が集つて後援会の発起人会を開き、その際、被告 人AからOが立候補する旨を伝えて協力方を要請したうえ、同被告人が後援会の会長に、被告人Bが同会の事務長(会計責任者)に就任し、その他副会長、常任理事、顧問などの役員を選任し、その後、同月二五日ころまでに数回役員会を開き、後援会趣意書(パンフレット)や後援会入会申込書の作成、配付方法等についても 協議したが、後援会趣意書と同入会申込書は同月内に各二万部を印刷し(うち各-万部が同月末までに出来上つた。)、さらにその後一一月までに各約八万部を追加 印刷して、これを岩国市やその周辺を中心とする選挙区内に配付したこと、(4) 八月中旬ころに開かれた役員会において、「Oを当選させるためには出来るだけ早 く多数の有権者に対し後援会への加入を働きかける必要があり、そのためには〇の 積極的支持者や役員の知人、友人らに依頼して後援会趣意書等を多方面にくばつて もらうのがよい。」、 「趣意書等をくばつて会員を募集してくれる人に対しては、 労務賃とか日当とかいつた性質の現金を支給するのが効果的である。」、「現金を 支給すると選挙違反になる虞れがある。」などの意見が出され、被告人日が現金支給の可否等について調べることになつたが、その後、同月二五日ころに開かれた役員会において、同被告人から、「選挙管理委員会に照会したところ、労務賃は一人一日につき三阡円までなら支給できる、と言つていた。」旨の説明がなされたので、被告人Aらはこれに従うできる。と言いままがままれて、後援会歴ままがます。 頼した場合、その人には労務賃として現金三阡円を支給することと決めたこと (5) 右決定に基づき、被告人Bらにおいて現金三阡円ずつを封筒に入れて準備し たうえ、九月一日以降一一月一〇日ころまで、後援会の役員その他〇の有力支持者 において、旧S後援会の会員やO後援会設立総会に参集した選挙人のほか、各自の

親戚、友人、知人、隣近所の人など、不特定多数の選挙人に対して、後援会趣意書 等を渡して新会員の募集を依頼する旨の言葉とともに、封筒入りの現金三阡円(原 則)を渡したこと、(6)被告人A、同Bらはもとより、これを受け取つた者にお いても、右現金の授受が法律に触れる違法なものかどうかの点は別として、これが 間近に迫つた総選挙におけるOへの投票、更にはそのとりまとめ等の選挙運動に対 する報酬等の趣旨のものであることは、十分に認識していたこと、(7) 〇後援会 は一一月一五日の公示後その活動を停止したが、被告人Aは立候補したOのため、 その選挙の総括責任者になったこと、以上(1)ないし(7)の各事実が認められ、被告人A、同Bらの原審及び当審における供述等のうち、これと相容れない部 分はいずれも措信できない。これに対して、まず、福永、関元両弁護人の所論は、 原判決挙示の被告人らの検察官に対する各供述調書の自白部分の信用性を争い、理 詰めの誘導的質問によるものであり、前後に矛盾する点もあるから措信されるべき でない、というのであるが、右各供述調書の内容を仔細に吟味し、各被告人の原審 公判廷における供述や取調べに立会つた検察事務官の証言等と対比しなから検討し てみても、各供述調書の内容に所論のような矛盾などは見出せず、これらの供述調 書は全体として十分信用できるものと認められるから、原判決がこれらを措信した ことに誤りはない。また、関元弁護人の所論中には、前示(1)及び(2)の後援 会設立の趣旨等に関し、昭和五一年七月ないし九月当時、Oはまだ原判示総選挙へ の立候補を決意していたものではなく、被告人Aらにおいても右選挙を目指してO 後援会を設立したわけてはないのであつて、岩国市長選、参議院議員選等も考え、 〇の将来の政治家としての活動を支援等する目的で右後援会を設立したのである、 との主張が存する。しかし、本件においてO後援会設立の趣旨ないし目的が、年内必至とされていた衆議院議員総選挙に際し山口県第二区から立候補する意思を表明したOを支援し、同人の地元における知名度を高め、ひいては同人の右選挙におけるが選ばせれる。 る当選をはかることにあつたと認められることは、前示(2)及び(3)のとおり このことは、関係証拠によつて認められる被告人Aや同県議会議員Tら の後援会発起人会等における挨拶にも現われているところであるし、〇のR党入 党、公認申請、後援会発起人会、設立総会等の時間的経緯をみるだけでも明らかであるといわなければならない。この点の主張には理由がない。 そして、前示(1)ないし(7)の事実関係によれば、被告人A、同Bらか相談のうえて行つた〇後援会の趣意書、入会申込書の配付依頼とその際における一人当

そして、前示(1)ないし(7)の事実関係によれば、被告人A、同Bらか相談のうえて行つたO後援会の趣意書、入会申込書の配付依頼とその際における一人当り三阡円(原則)の現金交付の所為は、後援会会員の募集依頼とそのための労務賃の支給という形式をとつているものの、その実態において、不特定多数の選挙人に対する、年内施行が確実視されている総選挙に立候補を予定しているOへの支持の働きかけ、同人への投票とその取りまとめ等の選挙運動の依頼であり、これに対する報酬の供与であつたと認めるほかなく、各被告人らもこの点についての事実認識は十分にあつたものと認められるから、これが事前運動、現金買収及び被買収に該ることは否定できないところといわなければならない。

さらに、各所論は、「政治家の支持者が行う後援会等の政治活動は、多かれ少なかれ、選挙に際して当該政治家の当選に有利に作用するものであり、又、その当選を究極的な目的とするものであるところ、公職選挙法はこのような後援会等の政治

活動を公示前に限り自由なものと認めているのであるから(同法二〇一条の五参 照。)、原判決が、被告人Aらの後援会会員募集等の行為につき、これが『候補者の当選を得るにつき必然的に有利な行為』であることを理由として、事前の選挙運 動に該当するとしているのは、誤りである。被告人Aらは後援会会員の募集を依頼 し、その労務賃として現金を支払つたが、その際相手方に対して、口への投票ある いはそのとりまとめ等の選挙運動を依頼する発言を全く行っていないのであるか ら、右行為は法律上許された後援会の政治活動に属するものというべきてある。」 というのである。なるほど、公示前は自由なものとされている後援会の政治活動の中には、特定の政治家の選挙における当選を究極的な目的とするものが存在し、こ のような政治活動と公示前には禁止されている選挙運動とを区別することは、抽象 的に考察する限り、必ずしも容易であるとはいえない。しかしながら、本件におい て、〇後援会は、前示(1)及び(2)のとおり、参議院議員総選挙という特定の 選挙が至近の期間内に施行されるものとほぼ確定的に予想される時期に、右選挙に 立候補する意思を表明したOを支援すべく被告人Aらによつて発起され、設立され たものであつて(尤もこのような後援会設立のための行為が、Oを主体的に支持している被告人Aらのみによつてなされている限り、これを違法視すべき謂れはない。)、右のような時期に、不特定多数の有権者に対してかかる後援会への加入を 勧誘する行為(会員募集の行為)は、原判決も説示する如く、「(Oという)特定 人の当選を得るにつき必然的に有利な行為」というべきであり、これが選挙の公正 を実質的に害するものであることは否めないから、違法な事前の選挙運動に該るも のと認めるのが相当である。現金の授受に際して、具体的にOへの投票等依頼の発言がなされていないとしても、前示(6)のとおり、右趣旨は現金授受の当事者に十分認識されていたと認められるのであるから、この点は前記結論に影響を与える ものではない。なお、福永弁護人の所論の中には、被告人Aらは、後援会事務所と 選挙事務所とを別々に設け、又、被告人Bらにおいて公示後の選挙運動に不関与の 態度をとるなど後援会活動と選挙運動とを意識的に区別して行動していたものであ つて、このような被告人らが正当な後援会活動と認識して本件所為に及んだのであ るから、本件所為には事前運動として問責されるべき違法性はない、との趣旨の主張も存する。しかし、被告人Aらが後援会活動と選挙運動とを形式的に区別していたことは所論のとおりとしても(なお、被告人AがOの選挙に際し総括責任者となったことは前示(7)のとおりである。)、他面において、すでに説示したよう に、被告人Aらは本件所為の実態について十分認識していたと認められるのであ り、又、本件所為は選挙の公正を実質的に害するものと認められるのであるから、 この点の所論は到底採るを得ない。

その他各所論にかんがみ、関係証拠を検討して再考してみても、被告人Aらの本件所為を事前運動と現金供与、被告人Fらの所為を現金受供与と認定した点において原判決に誤りはないものと認められる。

次に、各所論は、仮に、被告人Aらの本件所為が事前運動に該当し、現金が選挙運動等の報酬の趣旨で授受されたものと認められたとしても、被告人Aらは、予め岩国市選挙管理委員会に照会して労務賃として三阡円を支給することは選挙違反にならない旨の回答を得、これに従い、本件所為が適法であると信じてこれに及んだものであるから、違法性の認識がなく、そのことに相当な理由があつた場合であて、犯罪の故意が阻却されることは明らかである、というのである。

- (イ) まず、被告人Bが後援会からの労務賃の支給等に関して市選管に照会をなし、その回答を得た事実があつたかどうかについては、検察官の指摘するとおり、市選管の事務局関係者がいずれもこれを否定していて、捜査段階以来被告人Bの供述とくいちがつているのであるが、両当事者の各供述内容を対比し、さらに被告人Aらの関係供述部分とも比照してみると、市選管の事務局関係者の供述はそのままには措信し難く、被告人Bが前示照会をして、その回答を得た事実は証拠上否定できないというべきである。
- (ハ) O後援会役員会における被告人Bの報告内容は、前示(4)のとおりで、「選管では労務賃は一人一日につき三阡円まで支給できる旨言つている。」旨の簡単なものであつたと認められ、被告人Aらが同Bと市選管との問答の具体的内容等に関して質問をした事実は認められない。
- 容等に関して質問をした事実は認められない。 (二) そこで、右の事実関係において、被告人らに自己の所為についての違法 性の認識がなかつたかどうか、なかつたとしても、そのことに相当の理由があつたかどうかを検討するに、被告人A及び同Bは、O後援会の中心人物として行動し、 八月中旬ころの役員会における話し合いにも参加していたものであつて、すでに説 示したとおり、大量の後援会趣意書等を配付することが必要な理由、その方法とし て趣意書等の配付依頼に際して現金を支給することの意味、右現金ξ性質など 己らの本件所為の実態についての事実認識は十分にあつたものと認められ、役員会 でも、このような所為、とくに現金を支給することは買収の選挙違反になるのでは ないか、と指摘されていた位であるから、被告人両名においてもかかる疑念を抱いていたものと認めるのが相当である。しかも、被告人Bは、自ら直接市選管に照会し回答を得たものであるから、この照会では同被告人らが予定している趣意書等配付、現金支給の実情を市選管に正しく伝えておらず、本来解明されるべき疑問点を的確に指摘していないこと。それが、これに対する同僚も大中によりによる。 的確に指摘していないこと、それ故、これに対する回答も右実情を把握したうえで なされたものではないことをよく知つていたのであり、同被告人から説明を受けた にすぎない被告人Aにおいても、右照会と回答の実態を容易に知りうる情況にあつたものである。更に、本件回答が文書によるものでなく電話による照会に対する即 答という粗略な内容のものであつたことも軽視できない点であつて、これら諸般の 事情を参酌すれば、被告人A、同Bらが市選管の右回答によつて前記疑念を払拭 し、自己らの本件所為を適法なものと確信していたかどうかは疑わしく、確信していたものとしても、そのことにはかなりの落度が存するのであつて、適法と信じた ことあるいは違法性の認識を欠いたことに相当な理由があつたとは到底認められな い。丸茂、福永両弁護人は、現代社会において、電話は文書に優るとも劣らない重 要な意思伝達の手段であつて、電話による照会、回答であることをもつて被告人Bらに落度があつたとはいえない、と主張するけれども、電話が簡便、迅速等の点で優れた伝達手段である反面、確実性や記録性において文書に劣ることは明らかであり、殊に、公務所が外部からの照会に対して責任ある回答をするときには、特に緊 急を要する場合を除き、文書によるのが通例であつて(それ故、回答を求める側でも文書による照会を行うことになる。)、このことは市役所吏員や市議会議員の経 歴を有する被告人B、同Aにおいては熟知していたものと認められ、本件の照会、 回答に際して文書によりえない特段の緊急性は認められないから、この点の所論に は賛同できない。又、各所論は、本件所為の公然性を指摘し、現金授受に際して領

収証を徴したことをもつて、被告人Aらが自己らの所為の適法性を確信していたことの証左であるというのであるが、たやすく首肯し難く、少なくとも、所論指摘の二点は、被告人Aらの確信に相当な理由があつたことの根拠とはなりえないものである。右所論も採用できない。

更に、被告人A、同B以外の各被告人の場合について、違法性の認識の点を検討すると、右の各被告人は本件現金支給等を決定したO後援会の役員会に出席してらず、のちに、被告人Bらから直接又は間接に、後援会趣意書等の配付等を依頼をれ、若しくは他の者に右依頼をなすべく頼まれて、これを引受け、その際「選談認めている労務賃だから選挙違反にはならない。」旨の説明を受けるなどして現金を受取り、更に、他の者に右との説明をするなどして現金を渡したものであつて、関係証拠に現われる如く、の者が右の説明にも拘らず選挙違反になるのではないかとの疑念を残していたもの者が右の説明にも拘らず選挙違反になるのではないかとの疑念を残していたものというほかない。

なお、福永、関元両弁護人は、各被告人の経歴や人柄を纏々説明して、このようはな経歴や人柄に照らせば、被告人らが本件所為を違法と知りながらと主張するる。というは、右所為の適法性を確信していたことは明らかである、と主張したの違法性をかられている点があり、ともそのに、ないが存し、はなられて、設定のに、はないが存し、はならである。そして、違法性の認識の欠如に相当な理由がいいませんのであるとはいから、この点の所論にはたかする部分もあるが、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討しても、とはならない、本件起訴の不公平を非難するが、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を加えて検討しても、とはならない。記録との対しても、とはならないがら、この点の所論も採ることを得ない。

そうしてみると、被告人Aらに対して事前運動及び現金供与の事実を認定し、同 Fらに対して受供与の事実を認定して、公職選挙法二三九条一号、一二九条違反及 び同法二二一条一項一号あるいは同条項四号違反の罪の成立を認めた原判決には所 論のような事実の誤認とこれに基づく法令適用の誤りは存在せず、各論旨はいずれ も理由がない。

ところで、原判決は、その理由中罪となるべき事実の第二の六として、「被告人Cは昭和五一年九月下旬ごろ、二回にわたり、岩国市a町b丁目c番d号被告人I方において、同被告人より前同趣旨のもとに現金合計六阡円の供与を受けたもの」と判示している。しかし、この二回にわたる受供与の犯行は併合罪の関係にあるのであるから、各犯行における受供与の現金額は他と区別できる程度に特定して明示されなければならないのであつて、この特定が全くなされていない原判決の右事実摘示には刑事訴訟法三七八条四号の理由不備があるものといわなければならない。したがつて、原判決中被告人Cに関する部分は破棄を免れない。

i O後援会連絡所前」の誤認であり、また、同第一の一〇の(三)別表(六)番号 1 1において、犯行月日を「一〇月二六日」と判示しているが、これは「一〇月二 〇日ころ」の誤認である。しかし、これらの事実の誤認は、いずれも判決に影響を 及ぼすことか明らかなものとはいえない。(4)原判決は、原判示事実を認定した 証拠を挙示するにあたり、各被告人ごと、各犯罪事実ごとに整理して挙示すること なく、多数の証拠の標目を一括して列記しているが、本件のように被告人の数が多 併合罪関係にある多数の犯罪事実が存在する場合に、このような挙示をなす とは実務上甚だ不適切であるというべきである。しかし、判文と記録とを照らし合 わせることにより、いかなる証拠で、どの被告人のどの犯罪事実を認定したかは明 らかであるから、右証拠の挙示方法も違法とまではいえないものと考える。

検察官の控訴趣意(量刑不当の主張―被告人A及び同B関係)について 論旨は、要するに、被告人A及び同Bをそれぞれ罰金百万円に処した原判決の量 刑は、犯情に照らし軽きに失し不当であるというにある。

そこで、記録を調査し当審における事実取調べの結果をも加えて検討するに、本 件は、O後援会会長の被告人Aと同会事務長(会計責任者)の被告人Bが、昭和五一年一二月五日施行の衆議院議員総選挙に際し、右Oに当選を得させる目的で、ほ か数名と共謀のうえ、後援会活動の名目の下に、原判示のとおり、未だ立候補の届 出前である同年九月一日から同年一一月一〇日ころまでの間、岩国市内の後援会事 務所などにおいて、選挙人合計九四名(延人員)に対し、Oのための投票並びに投票とりまとめ等の選挙運動を依頼し、その報酬として現金二阡円ないし六阡円(合計二九万三阡円)を供与した、という事案である。右に見るように、犯行は、事前 運動を伴つた、組織的、計画的で大規模な現金買収であつて、民主主義の基幹たる 選挙の公正を著しく損うものであることはいうまでもなく、積極的に犯行を計画 し、主導的役割をはたした被告人両名の刑責は極めて重大であるといわなければな らないこと等にかんがみると、被告人両名の違法性の認識の点において通例の買収 事犯とは異なるものがあること、被告人両名に前科がないこと、その他被告人両名 の年齢、経歴、家庭事情等を十分に考慮してみても、所定刑のうち罰金刑を選択し て被告人両名をそれぞれ罰金百万円に処した原判決の刑の量定は、罰金刑を選択し た点において著しく軽きに失し、不当であるといわなければならない。論旨は理由 がある。

以上一ないし三のとおりなので、刑事訴訟法三九六条により、被告人D、同E 同F、同G、同H、同I、同J及び同Kの各控訴をいずれも棄却するとともに、同 法三九七条一項、三七八条四号により原判決中被告人Cに関する部分を、同法三九 七条一項、三八一条により被告人A及び同Bに関する部分を、それぞれ破棄したう え同法四〇〇条但書に従い、右被告人三名に対して直ちに次の(一)及び(二)の とおり判決する。

(一) 被告人 C 関係 (罪となるべき事実)

被告人Cは昭和五一年一二月五日施行の衆議院議員総選挙に際し、山口県第二区の選挙人であつたところ、同年九月下旬ころ、二回にわたり、山口県岩国市a町b 丁目c番d号の相被告人I方において、同人から、右選挙に右選挙区から立候補する決意を有していたOに当選を得させる目的の下に、Oのため投票並びに投票とり まとめ等の選挙運動とすることの報酬として供与されるものであることを知りなが 現金各三時円の供与を受けたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人Cの判示各所為はいずれも公職選挙法二二一条一項四号に該当するので所 定刑中各罰金刑を選択し、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから同法四八条二 項により各罪所定の罰金の合算額の範囲内で被告人Cを罰金一万円に処することと し、右罰金を完納することができないときは、同法一八条により金二阡円を一日に 換算した期間同被告人を労役場に留置することとし、同被告人が判示各犯行によつ て受けた利益は公職選挙法二二四条前段に基づいて没収すべきところ、これを没収 することができないので、同条後段に従って同被告人からその価額六阡円を追徴す ることとし、同被告人に対し、同法二五二条四項を適用して同条一項の選挙権及び 被選挙権を有しない期間を三年間に短縮することとする。

 $(\underline{-})$ 被告人A及び同B関係

(法令の適用)

原判決の確定した被告人A及び同Bの各所為(第一の一の(一)ないし(四)、

二の(一)ないし(三)、三の(一)及び(二)、四の別表(一)番号1ないし6、五の(一)ないし(四)、六の別表(二)番号1ないし5、七の(一)及び(二)、八の別表(三)番号1ないし9、九、一〇の(一)別表(四)番号1ないし24、(二)別表(五)番号1ないし16、(三)別表(六)番号1ないし7)のうち、各事前運動の点はそれぞれ公職選挙法二三九条一号、一二九条、下〇条に、各買収の点はそれぞれ公職選挙法二三九条一号、刑法六〇条に、各買収の点はそれぞれ公職選挙法二二一条一項一号、刑法六〇条にある場合で二個の罪名に触れる場合での条によるが、一個の罪名に他の罪の刑で拠五を選択される場合の罪の可能のであるが、同法五四条一項前段、一〇条により一罪として重い各目し、以上は同法の形での計算の所によるが、同法の罪の刑によるが、同法の罪の刑によるが、同法の罪の刑にとととととととと、の刑期の範囲内で被告人の人のでは、一〇条によりに必ずれ、同日の表には、一項を適用し、方の、の表における訴訟を行るに対しては、一個を通知の表に対して、一項を適用し、「一個を通知の表には、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一個の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対し、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対し、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対して、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対して、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、「一の別表に対し、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「)、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「一の別表に対し、、「)、「)の別表に対し、、「)の別表に対し、、「)の別表に対し、、

なお、当審における訴訟費用、つまり、被告人A、同B、同E及び同Dの関係で取り調べた証人Lに支給した旅費及び日当については、国家機関たる裁判所の責任に帰すべき理由によつて生じたことが明らかであるから、刑事訴訟法一八一条の趣旨にかんがみ、右被告人らには負担させない。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 干場義秋 裁判官 荒木恒平 裁判官 堀内信明)